

# 国保連合会だより



NO. 2024-柔-1  
令和6年6月10日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎国民健康保険被保険者証の県下一斉更新

- 1 令和6年8月1日から、県下一斉に国民健康保険の被保険者証が更新され、被保険者証の色が「クリーム色」から「藤色」に変わります。
- 2 被保険者証更新ポスターを6月下旬に送付させていただきます。  
お手数ですが、施設内に掲示くださるようお願いいたします。

### 被保険者証更新ポスター

令和6年8月1日から 国保からのお知らせ

## 保険証が藤色に変わります!

令和6年12月2日以降、保険証は新規発行が出来なくなります。  
可能な限りマイナンバーカードの保険証利用をお願いします。

**市・町用**

静岡県国民健康保険被保険者証

静岡県国民健康保険被保険者証

**国保組合用**

国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証

別の健康保険に加入すると その日から国保を使用できなくなります。  
14日以内に脱退の届出をしてください。

マイナンバーカードを保険証として利用してください。  
認証機能のある医療機関・薬局が対象です。  
※利用には事前登録が必要です。

保険証は大切に保管しましょう

静岡県・市町・国保組合 静岡県国保連合会

担当：事業課 事業振興係 伏見  
電話：054-253-5576

## ◎ 「母子家庭等医療費助成事業」の名称変更について

令和6年4月1日から「母子家庭等医療費助成事業」の名称が県内全市町において「ひとり親家庭等医療費助成事業」に統一されました。

これを受け、本会から送付している診療報酬等振込通知書の「母子医療手数料」の表記を、令和6年6月通知分(令和6年4月診療分)から「ひとり親手数料」に変更しますので、ご承知おきください。

また、本会あての「母子医療等医療費明細書」は、「ひとり親家庭等医療費明細書」に随時変更をお願いします。同様に平成22年に名称変更された「乳幼児医療費請求書」につきましても「子ども医療費請求書」に随時変更をお願いします。(在庫等を考慮し当分の間は旧名称でも請求可能とします。)

## ◎ 福祉医療費助成事業に係る医療費請求(明細)書の早期提出のお願い

子ども医療費請求書、ひとり親家庭等及び重度障害者(児)医療費明細書の提出締切日は、毎月15日必着となっておりますが、郵便局の土曜日配達休止等が始まったことから本会への到着が遅れるケースが見受けられます。

つきましては、業務御多忙の折大変恐縮ですが、早期提出にご協力いただきますようお願いいたします。

担当：保険者支援課 第2係 電話：054・253・5595
----------------------------------